

公布70年、日本国憲法と立憲主義を取り戻そう

日本国憲法は、70年前の11月3日に公布されました。300万人以上の日本人を含む数千万人が犠牲となった第2次世界大戦が終結し、日本の戦争犯罪とその責任が問われるもとの公布でした。

日本政府が受諾した「ポツダム宣言」に示された「日本軍隊の無条件降伏」「世界征服に赴かせた権力の永久排除」「言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重」「自由意志による平和的かつ責任ある政府の樹立」等の実施と、戦前の軍国主義体制下で抑圧された平和と民主主義の実現を求める、国内外の声を背景に日本国憲法は制定されたのでした。

制定された日本国憲法は、戦争で大切な家族を失い傷ついた国民によって受け入れられ支持されました。国民は、憲法が示す平和主義や基本的人権を大切にし、憲法に違反する法律の改正を政府に求め、「憲法をくらしに活かす」とりくみを重ねてきました。この70年間、国民は日本国憲法とともに育ち、立憲主義を育ててきました。

昨年、強行成立した安全保障関連法（安保法）は、国民が70年間育ててきた平和主義・立憲主義に真っ向から反するものでした。安保法への怒り・不安はいまだに収まらず、廃止を求める署名は1,200万人を超えて集まり続けています。憲法記念日に行われた世論調査でも、9条を含む憲法改正に対しては反対する意見が多数を占めました。

世界中でテロが続きアジアでの緊張が高まる情勢のもと、日本国憲法の平和主義、憲法9条の無力が叫ばれ、抑止力の保持が主張される中で迎える憲法公布70年の今年、日本国憲法・立憲主義を守り活かせるかが、私たちに改めて問われています。

1947年8月2日に当時の文部省が、日本国憲法の解説のために中学生向け社会科の教科書として発行した「あたらしい憲法のはなし」は憲法9条について、「けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」と説明しました。

私たちは、憲法に反する安保法の廃止を求めること、武器を携えた自衛隊員を紛争地域に向かわせてはいけないことが、「正しいこと」であることを知っています。70年間国民とともに育ってきた日本国憲法の生命力、先進性、国際社会での影響力を知っています。

「正しいことぐらい強いものはない」という確信を持って安保法廃止を求める運動にとりくみましょう。そして、日本国憲法と立憲主義を取り戻すため力を尽くしましょう。

2016年6月8日

日本医療福祉生活協同組合連合会第6回通常総会

**確かな経営基盤を築き、2018年度に向けて
事業経営を強化・確立させる一年にしよう**

全国の医療福祉生協の経営は、世帯所得の減少による医療機関等への受診・利用の抑制、高齢者施設等の増加や他病院の戦略変更による環境変化、さらには2015年介護報酬マイナス改定の影響による収入減等から、大きなダメージを受けています。直近の集計では2015年度の経常剰余率は-0.4%（95生協）で、債務超過に陥っている生協も2つあります。大規模な投資を行った生協で収益の伸びが予想を下回り苦戦している姿も見られました。

4月の診療報酬改定は、国が進める地域包括ケアシステムの確立に向けて、医療機能の分化・強化・連携、医療の効率化・適正化を誘導する意図が一層強化されると共に、かかりつけ医機能や認知症対応の強化が図られました。こうした動きは、診療報酬・介護報酬の同時改定が行われ、医療計画、介護保険事業計画、医療費適正化計画等も見直される節目の年である2018年に向けて急速にすすんでいきます。

2018年の医療・介護同時改定は、2025年に向けたスタートではなくその準備が完了する年です。2018年の改定内容を見て準備をするのでは間に合いません。私たちは2016・2017年の2年間で、2025年に向けた戦略である「医療福祉生協の地域包括ケア」を完成させなければなりません。早急に自生協の地域包括ケア方針を確立し、地域で担うべきポジショニングを明確にします。その方針に対応した、事業戦略の見直しや事業構造の転換、あるいは経営資源の再配置を行う必要があります。事業所では、在宅支援機能の強化を基本に、特に、中重度者・認知症への対応、在宅での看取り、生活支援の機能重視が求められます。診療所は在宅支援機能の要であり、地域の「かかりつけ医」として、大きな期待が寄せられています。

地域の住民・組合員のいのちや暮らしを守るためには、「医療福祉生協の地域包括ケア」を具体化できる事業構造に転換する必要があります。そのためにも、経営基盤の強化、健全経営の実現は喫緊の課題です。役職員・組合員の努力によって十分な剰余を生み出し資金を確保することなしに、2018年を準備することはできません。情勢や環境の悪化を理由に、経営改善を怠ることは許されません。職員・組合員の経営参画を促し、具体的な着手点を決めて確実に実行する。そのためのリーダーシップが理事会には求められています。

全ての医療福祉生協が総合力を発揮し、生協らしさを生かした事業経営を強化・確立させていきましょう。

2016年6月8日

日本医療福祉生活協同組合連合会第6回通常総会